



**Q** 建設現場の仕事にけがをしたのですが、上司から「元請けに迷惑がかかると言われるので、自分で治療費を払う」と言われ、3割の自己負担金は会社が負担するからとのことですが、これでいいのでしょうか。

**A** 労災保険は労働者が仕事や通勤途中の災害(労働災害)により負傷し、



## 労働災害は必ず労災保険に請求を

または病気にかかった場合に、労働者の請求に基づき治療費や休業等の給付を行います。治療費については自己負担はありません。一方、健康保険は労働災害以外のけがなどに対して支給されるもので、労働災害には使用できません。労働災害に健康保険を使用した場合は後日、治療費の7割を被災労働者が健康保険に返納することになります。返納後に負担した金額を労災保険に請求できますが、被災労働者が立て替えて払った費用が立替負担が生じます。

また、労働安全衛生法では労働者の仕事にけがなどについて、事業者が労働基準監督署長への報告(労働者死傷病報告書の提出)を義務付けています。報告を怠ったり、事実と違う報告がなされることは「労災隠し」として、刑事責任が問われます。仕事にけがなどを負った場合には、必ず労災保険に請求してください。

労災保険請求に関する詳細については、最寄りの労働基準監督署または鳥取労働局労災補償課へ尋ねてください。